

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和5年度7月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月度の受付台数は12,493台で前年同月比102.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

## 1. インボイス制度に沿った請求書発行のお知らせ（再通知）

かねてより進めておりました、インボイス制度に沿った請求書発行の準備が整いました。請求書をご希望の場合は会社名、送信先メールアドレス、氏名及び請求書送信先名を記載のうえ、下記のメールアドレスへご連絡いただきますようお願いいたします。

また、メール送信先は1社2名までとさせていただきますのでご了承願います。

尚、協議会からの請求書は月末締め・翌月稼働日10日迄にメール送信させていただきます。

請求書については、令和5年10月受付分（発行は令和5年11月初旬予定）より全て、報告会社様にメールで送信予定です。それまでの請求書はインボイス制度に沿った仕様ではありませんのでご了承願います。（今回メールアドレスのご連絡がない場合、報告引受証で登録済のメールアドレスに送信となります。）

現在「定期検査報告書提出手数料ご入金のお願い」をFAXで対応している報告会社様についてはインボイス制度の関係上、令和5年9月後半分についての発行が一部、10月にずれ込むため「定期検査報告書提出手数料ご入金のお願い」ではなく、請求書形式に変更させていただきますので予めご承知おき下さい。

【協議会メールアドレス】：[kinki-block@kbskk.or.jp](mailto:kinki-block@kbskk.or.jp)

## 2. 遅延理由書の低減と発行理由についてお願い

弊協議会は、有効年月内の報告率向上と遅延理由書の低減に取り組んでいます。

昇降機には基準月（主に検査済証交付年月日の月）が決められ、その月を基準に報告済証の有効年月が決められています。また、定期検査の実施及び特定行政庁への報告時期等についても、各特定行政庁が定める猶予期間や報告期限を遵守することが求められています。

令和5年度になつての遅延理由書発行件数は、下表の様に急激に増加しています。

遅延理由書の発行に至る経緯は様々な要因があるものと考えますが、各報告会社様におかれましては、是非とも遅延理由書の発行低減に取り組んでいただきますようお願いいたします。

遅延理由書発行件数				
	4月	5月	6月	計
R4年	319	452	332	1103
R5年	507	630	567	1704

「遅延理由」についても、同じ文言（理由）で記入されているものが散見されます。

「遅延理由」は、各々のお客様で違って然るべきであり、何故遅延に至ったかの詳細な理由の記入をお願いします。

また、要是正の報告書は、特定行政庁からも速やかに提出するよう指導がありますので、遅延とならないようお願いいたします。

尚、遅延理由書の添付は定期検査報告書（第一面）の前にホッチキス止めで提出ください。

以上